

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成18年6月30日

京都市長 梶本 頼兼

| 建築物の所在地，用途及び構造 | 命令を受けた者の住所及び氏名 | 命令年月日 | 命令の内容 | 根拠条項 |
|---|-----------------------------|------------|--|--------|
| 京都市下京区中堂寺櫛笥町19番地及び19番地の3 共同住宅 鉄骨鉄筋コンクリート造12階建て一部鉄骨造 | 京都市下京区中堂寺櫛笥町18番地の2 平尾 益弘 | 平成18年6月12日 | 平成18年7月12日までに、上記建築物のうち、地盤面からの高さが31メートルを超える部分（階段室及び昇降機塔の屋上部分を除く。）を除却すること。 | 第9条第1項 |

(都市計画局建築指導部監察課)